

第25回北広島市子どもの権利条例検討委員会議事録

日時：平成20年9月2日（水）18：30

場所：北広島市役所2階会議室

委員長挨拶：

長い道のりでありましたが、条例素案について、大きな齟齬もなく、一定のところまでたどりつきましたことを感謝いたします。起草小委員長より議案の説明をお願いします。

起草委員長：

前回議論となりました箇所につきまして、事務局で整理しましたので、説明願います。

事務局：

権利条例素案に基づいて説明（赤字の部分）

第2章の解説の後段については、前回指摘がありましたので、削除します。第7条の解説につきましては、第7条の内容と条約の第2条の内容が一致しないのご指摘がありましたので、内容確認し、条約の第35条とさせていただきます。

第12条の内容につきましては、起草小委員長から説明がありますので、割愛いたします。

第15条第3項につきましては、前回指摘がありましたので、修正しております。

8ページの子ども会議につきましては、前回議論があったことで、第17条と第18条を入れ替えおります。子ども会議につきましては、議論がありましたので、全文を整理しております。子ども会議につきましては、大きく見直しておりますので、皆さまからのご質問を受けたいと思います。

起草委員長：

今の説明を受けて質問のある方お願いいたします。

第1項では、市長が設置し、必要に応じて招集すると規定しています。子どもたちから何か提案がある時、子ども側から開催できるようにとしたものです。

委員：

子ども会議の委員が招集について、一定期間身分があるのか、その場限りのものか規定していない。第2項の趣旨については理解できるが、規定としては不十分であると思います。

委員：

救済委員や検証委員について定数が規定されていますので、子ども会議において定数を規定していない以上、第2項については無理があります。

委員：

子ども会議のイメージが皆さんバラバラのような気がします。多治見市のように年1回の集まりもあるし、サミットに合わせた子ども会議もあるし、様々です。そのため、委員の中で疑問があるのではないのでしょうか。

起草小委員長：

定数や期間を決めたものにするのか、それとも、もう少しやわらかなものにするのかと思いますので、その辺を議論いたします。

委員：

前回、「子ども会議が必要ないのでは」と私が言ったのは、子ども会議の目的が市政に対するもので

あるのならば必要がないということです。条文を見ますと、召集しますとか市長に提出することができますとか、まだまだ市政に対する条文のような気がします。色々な意見を表明する場にして欲しいと思います。

委員：

今回の条文は、「子どもが意見を表明し参加する場として子ども会議を設置し」と規定を変えていますね。

委員：

第16条の規定から必然的に子ども会議が必要と考えます。条文的に第16条の第4項にするのか、条項をおこすのかということです。中学生・高校生は、自分の意見をしっかりと述べる可以考虑ですが、小学生については「こんな町であつたらいいな」とか「こんなものができたら、うれしいです」という夢を語る場として考えています。

委員：

昨年度実施した「子ども会議」では、「こういう公園を作って欲しい」との意見もありましたので、市政に関わる意見となります。市政に限定する必要はないと思いますが、子どもたちの意見を吸い上げる場は必要と考えます。

起草小委員長：

今までの意見では、堅苦しい会議ではない方向となりますがいかがですか。それでは、堅苦しくない会議という方向で考えます。次に条文の検討に入りますが、

委員：

第17条第1項だけでいいと思います。第3項については、市長が招集するのだから、いらぬような気がします。

委員：

「提出することができます」という条文で、意見をまとめて提出するのだから、残しておく必要があります。

起草小委員長：

それでは、第1項と第3項で整理するということにします。

委員：

「召集」という条文でなく「開催」とした方がいいと思います。

起草小委員長：

それでは、第17条第1項の後段を「必要に応じて開催します。」と変えます。

事務局：

引き続きまして、条文の説明に入ります。第19条第1項につきましては、カギかっこをとじかっこに訂正します。

第2項第2号につきましては、以前は両論併記となっておりましたが、前回の議論をふまえ、なお書にいたしまして、赤字で書かれている条文のとおり整理しております。それに付随いたしまして、解説の補足についても、整理しております。

次に調査・調整対象外ですが、この部分については新たに追加した部分です。今までの議論の中で、救済委員の権限が強すぎるのではないかと危惧するご意見もあり、事務局の方で今までの議論の中で足りない箇所があると判断し、追加提案しております。ここまでで確認していただきたいと考えます。

起草小委員長：

それでは、ご意見を伺います。

委員：

調査・調整対象外ですが、私が確認した他の自治体では、人権侵害について3年を目途にしており、この点についてはどうなりますか。

起草小委員長：

今のご意見についてどう思いますか。

委員：

当事者が過去のことについて人権侵害と考えた時、3年間という期間で限定するのは、どうかと思います。小さな時には、分からなかったことが後から分かることもありますから。

委員：

それは確かにあると思います。

委員：

学校の先生が人事異動で動くこともあるので、期間がないと難しいですね。

委員：

ケースごとにそれぞれ違うので、限定しない方がいいと思います。

起草小委員長：

それでは、他に意見がなければ、事務局案のとおりということで整理します。

事務局：

続きまして、第20条第2項ですが、前回の議論で整理された内容となっております。解説につきましては、第19条の救済委員において「独任制」・「合議制」が混合した内容となりましたので、「独任制とし」を削除し整理しております。

その次に、第22条第2項ですが、「見識」を「識見」に変え、第20条と同じ理由で、市民等を削除して整理しております。

次に、前回まで、(相談及び救済)の条文がありましたが、第5章ではなく、第6章で整理した方がいいと意見がありましたので、条文の位置を(子育て・子育て支援)の後ろに変えて、条項をそれぞれずらして整理しています。

次に第24条(子育て・子育て支援)の解説ですが、後段の部分については不要という指摘がありましたので、削除し整理しています。

次に新たに配置された第25条の(相談及び救済)ですが、後段の「対応に努めなければなりません。」を「対応します。」と整理しています。

次に第26条第2項ですが、前回まで「あつたては」と誤植していたところがありましたので、「あつては」と訂正しております。また、「子どもの権利検証委員会」で北広島市が抜けておりましたので、北広島市と追加しております。

続きまして、第7章の解説です。前回まで、「市における子どもの権利の保障状況や」となっておりますが、「市における」を削除した内容で整理しております。

次に、第27条の解説ですが、同音異義で「規程」から「規定」に変更します。

次に、第28条です。以前は「10以下」となっておりましたが、「10人以内」と整理しています。

次に、第31条の解説の後段ですが、削除しておりますので、ご確認願います。

起草小委員長：

以上、前回の検討委員会を変更した内容の説明がありましたが、ご確認できましたか。

委員：

第 26 条・第 27 条の解説において、「児童の権利の条約」のどの部分にあたるかを明確にしたらどうでしょうか。

委員：

解説のあらゆる部分で、そうなってしまいますよね。

起草小委員長：

既に、「児童の権利の条約」について解説で触れている箇所が何か所かあります。

委員：

条文の解説をみますと、あたりなかつたりしてまとまりがないような気がします。

委員：

理解を深めるために解説があるので、条約の何条といれると難しくなります。

委員：

調べる時には、条約の何条と書いてある方が便利ですね。

委員：

条例の解説に一つひとつ入れていけば、それはそれで便利ですが、際限なくなるので、解説文で説明しきれないところだけに限定すべきと考えます。

委員：

解説に入れるのなら、全て入れる。一部入れると、市民の方に、この条文は、条約文の何条ですかと聞かれた時に困ります。中途半端でない方がいいです。

委員：

既に解説に入っているだけでよろしいのではないですか。

事務局：

このままでいきますと、市民の方に混乱がおきます。第 2 章の解説で述べているとおり、「児童の権利に関する条約に規定されている権利のうち、北広島市の子どもにとって、特に保障されなければならない権利を取り上げています。」と明確にしておりますので、解説から全て条約についての第何条というものを取ってしまった方が、紛らわしくなくていいと考えますが、いかがでしょうか。

委員：

事務局からの提案のとおり、混乱するよりは、その方がいいと思います。

起草小委員長：

皆さんから意見が色々ありましたが、どのようにいたしますか。

委員：

第 2 章ばかりではなく、全条文の解説において、条約の第何条については削除したほうがいいと思います。

起草小委員長：

それでは、解説文から全て条約の第何条については削除します。後、なければ、第 12 条を検討します。(異論なしを確認)

それでは、第 12 条ですが、現在、両論併記のままとなっております。これから、皆さんに提案する案で決着がつかなければ、両論併記のかたちで素案として答申することになります。

起草小委員長としての案ですが、併記されている最初の条文で「虐待は、」を「虐待等は、」とする案です。虐待が良くないことであることには、皆さんの共通理解があると確認しています。体罰・しつけの定義が明確にされていないので、混乱しますが、このケースは明らかに良くないとされるケースがあり、定義に含みを持たせることにより救済することができます。また、虐待・体罰と規定すると、救済委員が現実に判断する時に明確な定義の根拠がないのに判断することになり、混乱することになってしまいます。「等」という言葉は曖昧な言葉ですが、救済委員の判断の積み重ねによりあるべき姿になると思います。

委員：

起草小委員長の今の説明で、体罰を含める意味合いを感じられるので、この案で納めていただければ考えます。

委員：

教育現場とスポーツの世界では、考え方が違うこともありますが、日野市・白山市の条例では、体罰が記載されていますよね。

起草小委員長：

後から条例化された自治体を見ると確かに体罰を盛り込んでいますが、専門家の中では、現場で判断する時に定義されていないもので判断することになるから混乱するとの指摘もあります。

私たちが子どもの権利条例をつくる時に何を目的につくるかですが、理想と理念を高く掲げることをメインにするのか、それとも実効性ある条例にするのかということです。

委員：

私の子育てにおいて一度も手を挙げたことがないので、経験則的に体罰を盛り込むべきと考え主張してきましたが、現場で混乱するのなら、「虐待等」で構いません。ただ、専門家ですが、どのくらいの割合の専門家が言っているのか、歴史的にどう認識されてきているか疑義がありますので、起草小委員長の話が全てではないと考えます。

起草小委員長：

個人的には体罰は禁止と考えております。この検討委員会において色々な考えを持っている委員がおります。社会を変える時の方法は、法律により変える方法と運動により変える方法があります。法律による場合は、定義を明確にしなければならないという立場です。無理にまとめる考えはありません。

委員：

今後のことを考えて、条文上、虐待等とするのならば、解説の中に、体罰を何らかの形で入れてほしいと思います。

起草小委員長：

民法と条例の位置関係は、法的に民法が上位規定となります。下位の条例が上位の法律を規定するのはいかがかと考えます。

委員：

私は、逆だと考えます。意に反することを規定することは無理と考えますが、補強することであると考えるので、より生活の中で生かされると考えます。

委員：

私は、解説の中で、補足していただければ、納得します。

委員：

私は、体罰を入れてほしいです。

起草小委員長：

前日も、意見が割れて、半々となってまとまらず、今回の検討委員会になっています。

事務局：

「虐待等」とした場合、その「等」とは何かと疑義が生じます。解釈を明かにしなければならないと考えます。厳密にすると、虐待の根拠は、「児童虐待防止法」で、「体罰」の根拠は、「学校教育法」の方にありますが、民法にはない、その辺の線引きが難しいと考えます。

委員：

体罰については、学校教育法に規定されているが、懲戒と体罰の区別については、判例に基づいている。

委員：

懲戒権の範囲で黙認されてきたのが、歴史的に変遷してきている。解説できちんと説明すればいいと考えます。

起草小委員長：

それでは、前文についての議論に移ります。3案あり、それぞれ若干の違いはありますが、大きくは違いがありません。全ての案に共通しているのは、最後の2行で、「私たち北広島市民は、子どもが夢と希望をもち幸せに暮らせるまちづくりを目指し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子どもの権利条例を定めます。」となっています。

委員：

読みやすさでいくとC案となります。

委員：

私もそう思います。

起草小委員長：

二人の委員からC案との声がありましたが、どういたしますか。

委員：

B案で、是非、言いたかったのは「人格」です。権利のことばかりではなく、「一人ひとりが人格をもった人として生まれ」という歴史的に新しくでてきたことを入れて欲しいとの願いです。

委員：

C案を中心に考えた方がいいと思います。

起草小委員長：

それでは、C案を中心に考え、変更する箇所があれば意見を言っていただきたいと思います。

委員：

B案の「人格」についてですが、歴史的にどの辺が新しいのでしょうか。

委員：

女性や子どもの「権利」については、歴史的に見て、つい最近まで認められておりませんでした。「人としての尊い価値をもち」が「一人ひとりが人格をもった人として生まれ」と同等のものとして価値があると文脈で捉えるかどうかということです。子どもに人格をとということです。

委員：

人格は作られるものと捉えているので、生まれた時に、人格があるのかと違和感があります。

委員：

人格の完成を目指すのは、ゼロからあり得ない。生まれた瞬間から、人格が形成され、周りから支え

られながら完成させていくところに人生があると思います。そういう意味で深い思い入れがあります。

委員：

まず読んで分かりやすいのが重要です。難しいと最後まで読んでくださるのが・・・。

委員：

「世界でたった一人のかけがえのない大切な存在であり」ですが、「大切な」はいらぬのではないですか。少しくどのような感じがします。

起草小委員長：

それでは、「大切な」を取ります。

委員：

C案の「生まれたときから人としての尊い価値をもち」ですが、児童憲章では、「人として尊ばれる」となっています。尊い価値は、こちらからの視点のような気がします。

起草小委員長：

それでは、「尊い価値をもち」を「尊ばれ」とします。

委員：

「尊ばれ」からすると「世界でたった一人のかけがえのない存在であり」は、「存在として」のほうが、文章的にすっきりとしたものになります。

起草小委員長：

それでは、そのような形で整理します。よろしいですか。

事務局：

「として」が続きますので、「生まれたときから尊ばれ、世界でたった一人のかけがえのない存在として、」とした方がよろしいかと思ます。

起草小委員長：

それでは、そのようにします。

委員：

細かいですが、C案の4行目「平和で豊かな環境と大人の深い愛情と理解が必要です」が、「と」「と」と続いているので・・・

起草小委員長：

「大人の深い愛情や理解が必要です」に変えます。いかがですか。

委員：

いいと思います。

起草小委員長：

最後の2行目「暮らせるまちづくりをめざし」ではなく、「暮らせるまちをめざし」の方がいいとおもいが、いかがですか。

委員：

いいと思います。

起草小委員長：

それでは、C案を中心に、いままでの訂正を加えてということにします。引き続きまして、第1条に入ります。前回までは、第1条の意見がまとまらず、両論併記のままとなっています。

委員：

私の意見は、第1条の目的に、日本国憲法と児童の権利に関する条約が入っていれば、前文にいらぬ

いのではないという考えです。

委員：

私は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づきと前文にあるので、第1条には必要がないのではないかと思います。

委員：

前文も含めての条例案でないのですか。

起草小委員長：

前文については、条例の顔ではあると思いますが、実際には、お飾りになりがちですよ。

委員：

条文になれば、歴史的になし崩しにされてきたのは事実ですが、それは、具体的な事柄がそこに書かれているかどうかで意味合いが変わってくるのであって、趣旨がそこに生かされているかないかという条項を前文にあるだけでは弱いということにはならないのではなかと考えます。

委員：

私は、前文と条文の両方にあってもいいと思います。前文にあつて、条文にあつて、もっと明確になつていいと思います。

委員：

私は、条文に書かれることに意義があると考えます。どんな形にせよ、条文があればいいです。

委員：

前文の目的と条文の目的は違うので、それぞれにあってもいいと考えます。

起草小委員長：

それでは、併記されています「青字」の方を第1条として採用するというところでよろしいですか。
(異論がなく、了承される。)

委員：

質問があるのですが、今まで、一度もタイトルについて議論して来ませんでした。「北広島市子どもの権利条例」とすると、第2章のイメージがするので、たとえば、市の色々な施策もあるので「北広島市子どもの権利に関する条例」とする必要はないのでしょうか。

委員：

権利が除かれた条例もあります。

委員：

それはちょっと困ります。

委員：

以前、これについては、委員長が「北広島市子どもの権利条例」と確認していますよね。

起草小委員長：

もともこの委員会名は、「北広島市子どもの権利条例検討委員会」となっていることから、「北広島市子どもの権利条例」になると考えます。私の個人的な意見ですが、「関する」とすると堅苦しい気がします。「子どもの権利条例」の方が親しみやすいと思います。皆さん、どう思いますか。

委員：

「子どもの権利条例」でいいと思います。

起草小委員長：

中身の問題でないので、大きなことではないと思います。このままということでもよろしいですか。

(異論なく、了承される。)

事務局：

先ほどの第12条の解説ですが、ここで確認させてください。「この条例文の虐待等とは、虐待及び体罰をいいます。子どもの人格を否定する虐待・体罰は、あらゆる場において禁止されます」という内容でよろしいですか。

委員：

「禁止」という言葉を、「行ってはなりません」というやわかい表現に変えてはどうでしょうか。

委員：

条文と同じくなってしまいます。

委員：

「あらゆる場」とすると、法的な根拠を必要としますので、難しいですね。

事務局：

それでは、「等」ということだけを解説するというので、「この条例文の虐待等とは、虐待及び体罰をいいます。」とします。

委員：

第14条第4項については、変更しなくてもよろしいのですか。

委員：

育ち・学ぶ施設ですので、この条文のとおりで、よろしいのではないですか。

委員：

分かりました。

事務局：

パブリックコメントについてご説明いたします。本日で条文的には整理されましたので、今のところ、11月1日の広報に特集号として掲載する予定です。11月1日の広報といたしますと、10月1日までに原稿を完成しなければならず、日程的に大変な作業となります。今月中に検討委員会の中で、ご検討していただきまして作成となりますが、いかがいたしますか。基本的に、検討委員会で作成していただきますが、よろしければ、原案を事務局で作成いたしまして、今月中に検討委員会を開催し、その中でご検討していただく方法もあります、ご検討ください。

また、啓発小委員会にお願いですが、パブリックコメント中に、フォーラムを考えていただきたいと思います。

委員：

啓発小委員会の方で原稿を作成するのではないですか。

事務局：

検討委員会全体で作成することになっておりますが、日程のこともありまして、たたき台の案を事務局で作成いたしまして検討委員会でご検討いただければとご提案いたします。

委員：

子どもを対象にしていますので、言葉使いに注意していただきたいのと、ルビをふっていただきたいと思います。広報は、何年生を対象にしていますか。

事務局：

小学校5年生を対象にしています。なかなか難しい問題です。

委員：

ホームページに掲載する予定はありますか。

事務局：

その辺につきましては、次回の検討委員会において説明させていただきます。

委員長：

それでは、次回の日程ですが、どのようになりますか。

事務局：

今月の下旬頃と考えています。

委員長：

原稿の編集は、日程的に融通がききますか。

事務局：

10月1日より、広報の体制が変わり、委託となりますので、日程的に難しいです。

委員：

それでは、早めに開催したほうが、22日の週ですかね。

事務局：

色々準備もありますので、日程につきましては、事務局の方で調整させていただきます。

委員長：

長時間にわたりましてありがとうございます。お疲れ様でした。